

児童虐待の定義は・・・

児童虐待とは、

【身体的虐待】	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
【性的虐待】	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
【ネグレクト】	家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること など
【心理的虐待】	言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うこと など

子どもを虐待から守るために・・・

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こしてください。

**「あなた」からの連絡が、
子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。**

- 連絡は匿名で行うことも可能であり、また、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
- 連絡により、虐待を行った保護者への支援にもつながります。
- 市町村では、子どもを虐待から守るために、子どもに関係するさまざまな機関からなるネットワークを作っています。このネットワークの関係機関は、子ども虐待を発見しやすい立場にあるので、いち早く「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけるために、連携・協力をしながら、虐待防止につとめています。

ネットワークの関係機関

- 児童相談所 ●福祉事務所 ●市町村 ●保健所、保健センター ●子育て支援センター ●民生・児童委員 ●保育所 ●幼稚園 ●医療機関 ●学校 ●警察 ●児童福祉施設 ●民間の相談機関 など

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけた時の連絡は・・・

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

児童相談所全国共通ダイヤル

0570-064-000

- ※ お住まいの地域を管轄する児童相談所を特定するため、お住まいの地域の郵便番号等を押していただくことがあります。(ブッシュ信号が出せない電話からは入力できません)
- ※ 一部、本システムに未加入の地域があります。(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます)
- ※ PHSや一部のIP電話からはつながりません。

- 最寄りの児童相談所の所在地などは厚生労働省ホームページで見ることができます。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html>
トップページ「行政分野ごとの情報」内「子ども子育て支援」「児童虐待防止対策・DV 防止対策等」
- 携帯版ホームページ
<http://mobile.mhlw.go.jp/jidousoudan/index.html>

